



NEWS LETTER



NO

37

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま 〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316

FAX: 086-230-1317

Eメール: npo-syohinet-okayama*sunny.ocn.ne.jp ホームページ: <http://okayama-con.ne>

2016年10月発行

消費者行政について

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会が開催される

加工食品の原料原産地表示制度については、今年1月より消費者庁・農林水産省共催による「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」（以下「検討会」）において検討が行われており、9月までで8回開催されました。

現在加工食品の原料原産地表示は4品目・22食品群への表示が義務づけられていますが、検討会では「全ての加工食品に原料原産地表示を義務付ける実行可能な方策について検討を進める」ことが提案され、実行可能な方策として第7回検討会では、3つの表示方法として

「可能性表示」「大括り表示」「中間加工品の加工地表示」が示されました。

加工食品の原料原産地表示制度については、平成12年の農林水産省「加工食品の原料原産地表示検討委員会」以来、多くの場で検討が重ねられてきました。社会的な問題となった偽装表示事件への対策なども含めた結果として、現行制度（対象範囲である4品目・22食品群）が設けられるに至っています。しかし、今回の3つの表示方法について、食品の中身を正しい情報として伝えるものとなっていないことや消費者にとって知りたい情報とならない可能性があることなど問題が指摘されています。

消費者にとって分かりやすく、合理的な選択に役立つ表示の在り方について、これまでの到達点も踏まえ、消費者の視点から検討が進むことを望みます。



消費者契約法の改正にむけた検討が始まる

9月7日、消費者委員会の消費者契約法専門調査会が再開され、残された課題について専門調査会で議論が行われます。消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、以下の内容が確認されています。

衆議院消費者問題に関する特別委員会（平成28年4月28日）

今後の検討課題とされた、「勧誘」要件の在り方、不利益事実の不告知、困惑類型の追加、「平均的な損害の額」の立証責任、条項使用者不利の原則、不当条項の類型の追加その他の事項につき、引き続き、消費者契約に係る裁判例や消費生活相談事例等の更なる調査・分析、検討を行い、その結果を踏まえ、本法成立後三年以内に必要な措置を講ずること。

参議院地方・消費者問題に関する特別委員会（平成28年5月20日）

消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書において、今後の検討課題とされた論点については、消費者契約に係る裁判例、消費生活相談事例、様々な業界における事業者の実務実態等の調査・分析に基づき、健全な事業活動に支障を来すことのないよう配慮しつつ、消費者の安全・安心に寄り添って検討を行い、国会における審議も踏まえて、本法成立後遅くとも三年以内に必要な措置を講ずること。

消費者被害の防止にむけ、具体的な検討が行われることを望みます。

第 21 回となる適格消費者団体連絡協議会が東京にて 29 団体 114 名の参加で開催される



第 21 回適格消費者団体連絡協議会が東京主婦会館で開催され、29 団体 114 名が参加しました。

消費者機構日本佐々木副理事長から、前回東京開催時の参加団体は 13 団体であったが、今回は 29 団体となり、全国にネットワークが広がっている。消費者被害回復の取り組み前夜であることにふれた挨拶が行なわれた。

東京都三木生活文化部長から、行政と適格消費者団体と連携をして取り組みを進めていくこと、様々な約款の是正など行われている。回復の訴訟制度が 10 月にいよいよスタートする転換点。重要な役割を担うことを期待し、実効性のある制度となるよう論議が進むことにより挨拶が行なわれた。

「消費者団体における組織基盤の強化とは ～それを支える資金源と情報発信のあり方～」をテーマとして日本 NPO センター特別研究員椎野修平氏から講演が行われた。

信頼される NPO 7 つの条件について、①明確なミッションを持って、継続的な事業を展開していること②特定の経営資源のみに依存せず、財政面で自立していること③事業計画・予算の意志決定において自立性を堅持していること④事業報告・会計報告などの情報を積極的に公開していること⑤組織が市民に開かれており、その支持と参加を集めていること⑥最低限の事務局体制が整備されていること⑦新しい仕組みや社会的な価値を生み出すメッセージを発信していることについて説明された。

また、情報発信、広報をやっていくことが重要であり、上手にやっているのがユニセフで、「頂いた 2000 円がこうなります。」いかにされる具体的なイメージが提供されている。

自分(組織)がどう見えているのか考え、「誰に」「何を」伝えたいのか整理し、自分たちの活動を「ひとこと」にしてみることを大切さと言われる。消費者機構日本(COJ)のホームページでは、「消費者団体訴訟制度の活用を通じて消費者被害の未然防止、拡大防止を進めています。」と簡潔に分かり易く伝えられている。最後に知恵をもちよる場をつくり、成功体験を広げることが大切であることなど話された。

全国消団連共同代表岩岡宏保氏より「基金」について、全国消団連として事務局を担い、受け皿を NPO 法人として行うこと、構成員としては正会員と賛助会員とすることなど説明された。

消費者庁岡村長官より、基金の論議を聞き感銘を受けたこと、消費者庁としても支援を進めていきたい。消費者契約法が改正され、被害回復の新たな制度がスタートする。事業者の不当な行為を差止めるだけでなく、救済の取り組みができることになる。支援の在り方に関する検討会報告書を踏まえて対応していくことの挨拶が行なわれた。

「消費者契約法の改正による差止請求権の拡大」について、消費者庁消費者制度課課長加納克利氏から、消費者契約法の改正では、契約の取消しと契約条項の無効の 2 つが差止請求の対象とし、実施は来年 6 月 3 日からとなる。契約の取消しでは、過量な内容の契約の取消しや重要事項範囲の拡大、行使期間の伸長について。また契約条項の無効では、類型の追加、法第 10 条の例示として最高裁判決を踏まえたものを規定することの説明が行われた。

「施行規則・ガイドライン等の改正点、それともなう業務規程の変更」「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」報告書の内容について、消費者庁政策企画専門官小田典靖氏より説明が行われた。情報面での支援について、PIO-NET 端末の配備は地方公共団体からの了解が得られていないこと。問題になっている事業者のリスト化については、情報提供できる可能性がある。地方公共団体との連携では覚書の締結を周知する。財政的支援では、先駆的プログラムとして具体的な事例を周知していく。寄付増進では、制度の周知や広報が必要。民間基金では消団連のところで検討されており望ましい。消費者庁の関与は今後検討していく。仮差止めに対する担保金について、第三者機関で行う必要があり、現在国民生活センターとして概算要求を行っている。その他の事項として、活動実績について簡素化すること、議事録については縦覧書類の対象外とする。役員住所等の変更について、都度把握する必要のないことから簡素化する。

更新 3 年の期間について延長していくこと、会計は統一的な処理方法を行っていくなど説明された。

全国での差止請求の取り組み

- **冠婚葬祭互助会 福岡高裁判決後の状況 消費者支援機構福岡**
冠婚葬祭互助会の積立金の解約問題について、平均的損害との関係で高すぎるということで争った。今回の事例で、1審では4505円が平均的損害とされたが、控訴審では、平均的損害に含まれるものとして会員募集に要する人件費、営業用建物費用、会員管理に要する費用などで、3万4712円となった。現在全国100人体制の弁護団で進めている。
どこまでが損害賠償の範囲として認められるのか、逸失利益をいくらとみるのが争点となっている。
- **クロレラ広告 大阪高裁判決後の状況 京都消費者契約ネットワーク**
クロレラに関する健康食品のチラシ配布を差止めること等を請求する訴訟を提起した。医薬的効果をうたったチラシについて優良誤認にあたるもので、全面勝訴した。サンクロレラ社が大阪に控訴。1審を取り消す判断。優良誤認のチラシについて今後配布する可能性がないこと。チラシの配布が勧誘に当たらないことの判決が出され、上告受理申立てをした。全国30名の体制での弁護団で準備中。将来の可能性やチラシも勧誘にあたるかどうか争点となる。
- **結婚式場 札幌地方裁判所第2提訴状況 消費者支援ネット北海道**
結婚式場解約金について、キャンセル料条項で120日以上の場合、1年以上でも10万円をとっている。北海道で調べたら、最高でも10万円であり、訴訟を起こした。
被告の方で自主的に改訂を2度行われた。契約から1年を超えるようなキャンセルに経費は発生しないとの主張に、逸失利益を主張している。裁判官の方で和解協議が行われた。1年経過して、5万円の提案が出された。式がなくても求めているところもあり、条項を定めたということを確認し、被告の方で改訂されたため、北ネットは成果を得られたということで取り下げた。
- **健康食品等 表示差止事例 ひょうご消費者ネット**
若者向け健康食品等の販売会社に対して、ウェブページ広告等の改善を求めた。
- **建築請負契約事案の裁判外差止事例 消費者機構日本**
建築請負契約の中に、消費者契約法10条により無効となる条項、遅延損害金が年率14.6%を超えている条項など、多くの事業者の契約書に含まれており、申入れを行い、改善を行ってきた。



消費者ネットおかやまの宣伝や消費者問題のクイズで協力して取り組みました



秋空の下、9月24日(土)にコンバックス岡山で開催されたコープフェスタ2016で、岡山県くらし安全安心課の職員やおかやまコープの組合員と一緒に、消費者問題コーナーを担当しました。クイズのブースでは、おとなも子どもも参加できる消費生活に関するクイズを行い、多くの親子連れの方が楽しんで参加されました。参加賞のかわいいもっちグッズも好評でした。

相談会のブースでは3件の来所相談があり、司法書士の兒島先生と弁護士のお肥田先生が相談対応をしてくださいました。また、ブース前では来場者に、最近の消費者被害の事例や相談窓口の紹介、消費者ネットの活動を紹介したチラシも配布し、消費者ネットのお知らせをしました。



「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書」についての意見書を提出

消費者庁が、平成 28 年 6 月 30 日公表した「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書」について、全国 14 の適格消費者団体が統一して意見書を提出しました。意見書の趣旨は以下の通りです。

1. 情報面の支援

- 適格消費者団体及び特定適格消費者団体が、消費生活相談に関する情報を入手して速やかな被害回復を行うことを可能にすべく、各団体に PIO-NET にアクセスできる端末を配備することを含め、情報面の支援策を検討すべき。
- 消費生活相談件数が急増傾向にある事業者、商品・役務等に関する情報を、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に提供し、差止請求及び被害回復関係業務に活用できるようにすべき。

2. 財政面の支援

- 適格消費者団体及び特定適格消費者団体の業務内容には公的側面がある点に鑑み、差止関係業務及び被害回復関係業務に使用できる資金援助を実施すべき。
- 少なくとも、地方消費者行政推進交付金の活用事例に、差止関係業務及び被害回復関係業務を挙げ、同交付金が使用できる環境を整備すべき。
- 消費者庁において、差止関係業務及び被害回復関係業務に活用できる基金を創設すべき。

3. 仮差押えの立担保機関の設置と求償の制限

- 被害回復関係業務において、特定適格消費者団体による仮差押えの利用可能性を確保すべく、独立行政法人国民生活センターを立担保機関として、立担保を実施するための環境を整備すべき。

4. その他

- 活動実績に関する書類を簡素化し、概要を示す書類で足りることとすべき。
- 議事録の公開のための作業を簡素化し、「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類」の例示から議事録を削除し、公衆の縦覧に供する書類から除外すべき。
- 適格消費者団体の認定の有効期間を原則として5年間に伸長すべき。また、特定適格消費者団体の認定有効期間についても、原則として5年間に伸長すべき。

不当な勧誘などの消費者トラブルにあったら
「消費者団体訴訟制度」の活用を！



事業者への差止め、申入れ、照会活動について

●花園クリニックに対して、申入書を送付しました。

がんの免疫療法である樹状細胞療法による治療の契約に関し、その治療費を全額前払いとした上で、治療を開始する前や、途中で治療を中止する場合でも、成分採血後はその治療費が全額自己負担となり、患者が前払いした治療費は一切返還されない旨の契約条項（以下、「治療費不返還条項」という）が使用されていること、治療費不返還条項が存し、当該条項が消費者契約法に抵触していると判断。

●申入れの趣旨

治療費不返還条項についてその使用を中止すること、又は、当該条項を消費者契約法9条1号に反しない適正な内容とすることを求める。

●京呉服好一株式会社に対して、申入書(再)を送付しました。

●申入れの趣旨

本規約中のキャンセル料を定めた規定についてその使用を中止すること。仮にキャンセル料の定めを設ける場合、消費者契約法第9条1号に規定される「平均的損害」を超えない額を設定すること。

本規約中のレンタル対象物の返還義務の遅滞に対する違約金を定めた規定について、違約金の額を「年14.6%の範囲内」と変更すること。本規約中のオーダーレンタルの取り消し期間を定めた規定についてその使用を中止すること。

